

又經費ノ都合アリ今早速答ハ難キ旨ヲ答ハ又平
沼委員長ヨリ之レマテ審査報告ニ委員會ノ議事ノ
経過ヲ述ヘタルコトナキ旨ヲ述フ

次テ松室顧問官ト平沼委員長トノ間ニ委員會ノ
小數意見ヲ本會議ニ於テ陳述スルコトニ關シ問答
アリ

於テ平沼委員長及倉富議長ヨリ數回ニ亘ル會議
及審査ノ勤務ニ對スル挨拶アリテ閉會ス

(午後五時三十分閉會)

第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル條約案
ニ對スル處理案外二件審査委員會

昭和三年四月十四日(土曜日)本院事務所
於テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

平山顧問官

審査委員

古市顧問官

松室顧問官

内田顧問官

櫻井顧問官

荒井顧問官

關席者

山川顧問官

國務大臣

田中内閣總理大臣
兼外務大臣

鈴木内務大臣

原司法大臣

望月逋信大臣

説明員

前田法制局長官

金森法制局参事官

杉田法制局参事官

松永外務省條約局長

林外務事務官

憲
密
院

長岡社會局長官

北原社會局書記官

櫻井社會局事務官

鯉沼社會局技師

木村社會局事務官

池田司法省民事局長

小堀司法書記官

宮崎逓信省管船局長

上ノ畑逓信書記官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前十時開會)

平山委員長開會ヲ宣ス

鈴木内務大臣ヨリ御諮詢ノ各案ニ就キ其ノ大体ヲ

説明ス

荒井顧問官ヨリ勞働者災害補償ニ付テノ内外人等
働者ノ均等待遇ニ関スル條約案ヲ採用スルトキハ

其ノ第三條ノ規定ニ依リ新ニ國內法規ヲ制定スル
ノ必要アリヤ否ヲ問ヒ長岡社會局長官之ニ答フ
内田顧問官ヨリ國際勞働會議ニテ採擇シタル勸告
及條約ノ採否ヲ決スルニ其ノ我國内法規ト一致スル
ヤ否ヲ標準トスルコトナク寧ろ口進テ國內法ヲ改正
シテ之ヲ採用施行スルノ意ナキヤヲ質シ鈴木内務
大臣之ニ答フ次テ同顧問官ト長岡社會局長官トノ
間ニ勸告及條約案ニ對シテ執リタル各國ノ態度
ニ付問答アリ同長官ハ之ニ關スル圖表ヲ作成シテ
供覽スヘキヲ應諾ス

内田顧問官ハ更ニ麵麩焼工場ニ於ケル夜間作業ニ
關スル條約案ハ之ヲ採用スルヲ可トセサルヤヲ質シ
長岡社會局長官然ラサルヘキ事由ヲ陳述ス
次ニ古市顧問官ヨリ健康保險ト醫師會トノ關係
ニ付質問アリ長岡社會局長官之ニ答フ
内田顧問官ヨリ國際勞働會議ニ對スル各國ノ態度
ニ付説明ノ要求アリ長岡社會局長官其ノ近況ヲ
陳述ス

平山委員長ヨリ國際勞働會議ノ開催度數ヲ今少
シ減却スルコトハ不可ナリヤト質問アリ之ニ對シテ長

岡社會局長官ハ同會議ハ我勞働代表ニ非常ニ善
キ啓示ヲ與ヘ勞働問題ニ關シ歐洲各國カ如何ニ其
ノ國ノ産業及民族ノ發達ヲ重要視セルヤノ現實
ヲ目撃セシメ漸々國家本位ノ思想ニ立還ラシムル
ノ傾向アリト答フ

右終テ平山委員長ハ本案ニ對スル質問大体終了シタ
ルモノト認メ大臣及説明員ノ退席ヲ求メ委員間ノ協
議ニ入ルヘキ旨ヲ宣ス

(大臣及説明員退席)

平山委員長ヨリ本案ニ對スル異見ヲ求メタルモ別ニ

之ナキヲ以テ原案全部ヲ肯定スルコトニ決シ審査
報告書ノ作成ハ之ヲ委員長及書記官長ニ一任スル
コトニ決ス

平山委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時閉會)

第一阿片會議ノ協定及議定書並ニ第二阿片會議
ノ條約及議定書御批准ノ件及關東州阿片令中
改正ノ件第一回審査委員會

昭和二年七月十六日(土曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

倉富議長

審査委員長

富井顧問官

相
密
院